

情報公開規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人学生人材バンク（以下「会社」という）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、会社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条（公開書類）

公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告書等
- (2) 財産目録
- (3) 役員名簿
- (4) 定款等

第3条（閲覧場所）

1. 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。
2. 感染症流行期に感染リスクを避けることを目的に、事務所以外の場所での閲覧もしくは電子メール等その他の手段によって書類を閲覧する形を取ることがある。

第4条（閲覧日時）

1. 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。
2. 閲覧の日は、この法人の休日以外の日を原則とし、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。
3. 会社は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

付 則

この規定は平成 20年 5月 15日から施行する。